

千葉県業務委託（建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託を除く）低入札価格取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、別に定めがあるもののほか、本市が競争入札により業務委託（建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託を除く。以下同じ。）の請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者が当該入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）をし、落札者を決定する場合に必要な事項について定めるものとする。

（対象）

第2条 この要領の対象となる業務委託の請負の契約は、競争入札に付するもののうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の対象となるもの
- (2) 総合評価落札方式の対象となるもの
- (3) 市長が調査の必要があると特に認めるもの

（調査基準価格）

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、対象とする業務委託の予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額（以下「予定価格」という。）に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）とする。

2 前項の規定に関わらず、特に必要があると認める場合は、予定価格に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）を下回らない範囲で定めることができる。

（調査基準価格の公表）

第4条 入札手続担当課長（経理主任または、当該業務委託を所管する課の長をいう。以下同じ。）は、調査基準価格を公表する場合は、落札者決定後に行うものとする。

（調査対象者）

第5条 低入札価格調査の対象者（以下「調査対象者」という。）は、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行

った全てのものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 調査基準価格を設定したときは、次の各号に掲げる事項を入札公告または入札通知に明記するとともに、入札参加者に対して、入札執行の際に周知しなければならない。

- (1) 入札価格が調査基準価格に満たない金額の場合、当該入札者が予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札価格が最低の価格であるもの（総合評価落札方式による入札の場合は、評価値が最も高い者。）であっても落札者とならない場合があること。
- (2) 入札価格が調査基準価格に満たない金額の場合、当該入札者は事後の事情聴取等低入札価格調査に協力すること。

(調査の実施)

第7条 開札の結果、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合は、入札執行者は、落札者の決定を保留するものとする。

2 入札手続担当課長は、低入札価格審査依頼書（様式第1号）により、当該業務委託を所管する部の長（以下「業務所管部長」という。）へ次に掲げる事項についての審査を依頼し、調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて意見を求めるものとする。この場合において、入札手続担当課長は、当該調査対象者の審査順位を付し依頼を行うものとする。ただし、業務所管部長が置かれていない場合は、当該業務委託を所管する課の長（以下「業務所管課長」という。）へ当該審査を依頼するものとする。この場合において、業務所管課長が入札手続担当課長と同一のときは、当該依頼を省略するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由及び入札価格の積算根拠

ア 当該委託業務を行うにあたって当該調査対象者が予定している労務、資材等の数量及びそれらの調達等に関する事項とその適否

イ 特別な理由により発注者の単価より相当程度低い単価で労務、資材等を調達できる旨の主張がある場合におけるその適否

(2) 当該委託業務の履行体制

(3) 当該調査対象者の経営状況

(4) 当該調査対象者が過去に受注した同種又は類似の業務の履行状況

(5) その他必要な事項

3 業務所管部長は、前項の規定による審査依頼を受けたときは、業務所管課長とともに、当該契約の内容に適合した履行が可能か否かを具体的に判断するため、前項に掲げる項目について、当該調査対象者からの事情聴取、関係機関への照会その他の方法により調査を行うものとする。ただし、業務所管部長が置かれていない場合は、業務所管課長が当該調査

を行うものとする。

(業務所管部長による通知)

第8条 業務所管部長等（業務所管部長及び前条第3項ただし書の規定により調査を実施する業務所管課長をいう。以下同じ。）は、前条第3項の規定により行った調査の結果及び意見について低入札価格調査審査結果について（様式第2号）により入札手続担当課長へ通知するものとする。ただし、前条第3項ただし書の規定により調査を実施する業務所管課長が入札手続担当課長と同一の場合は、当該通知を省略するものとする。

(落札者の決定)

第9条 入札手続担当課長は、前条の業務所管部長等の審査結果により、落札者を決定するものとする。

2 入札手続担当課長は、業務所管部長等の意見が、契約の内容に適合した履行が不能とした者を落札者とししないものとし、その旨を低入札価格調査対象者について（様式第3号）により業務所管部長等に通知するとともに、当該調査対象者の次順位者の審査を求めるものとする。ただし、第7条第3項ただし書の規定により調査を実施する業務所管課長が入札手続担当課長と同一の場合は、当該通知を省略するものとする。

3 入札手続担当課長は、全ての調査対象者を落札者とししないことに決定した場合は、予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札価格が最低の価格であるもの、令第167条の10の2第2項の規定による調査を行った場合にあつては、評価値が最も高い者を落札者として決定するものとする。

4 入札手続担当課長は、落札者を決定した場合は、遅滞なくその旨を入札参加者へ通知しなければならない。

5 入札手続担当課長は、落札者に係る調査の結果を低入札価格調査の結果について（様式第4号）により公表するものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、低入札価格の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月10日から施行する。

様式第1号

年 月 日

部長 様

課長

低入札価格調査審査依頼書

このことについて、千葉市業務委託低入札価格取扱要領第7条第2項の規定により、下記業務委託の低入札価格調査について、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、審査及び意見の表示をお願いします。

記

1 調査対象

委託名			
開札日	年 月 日	事情聴取日	年 月 日
調査対象者名			
応札額(税抜)	円		
調査基準価格	円		

様式第2号

年 月 日

課長 様

部長

低入札価格調査審査結果について

年 月 日付けの依頼により行った審査の結果について、下記のとおり通知します。

記

委 託 名	
開 札 日	年 月 日
調査対象者名	
応札額(税抜)	円
審 査 結 果	履 行 (可 能 ・ 不 可 能 ・ 調 査 中 止)
審査結果の理由	

様式第3号

年 月 日

部長 様

課長

低入札価格調査対象者について

下記の調査対象者について、落札者としなことに決定しましたので、次順位者の審査を依頼します。

記

委 託 名	
開 札 日	年 月 日
調査対象者	
応札額(税抜)	円
落札者としなことに決定した理由	
次順位調査対象者名	

低入札価格調査の結果について

千葉市業務委託低入札価格取扱要領（平成23年1月1日施行）に基づき実施した低入札価格調査の結果について、下記のとおり公表します。

記

委 託 名	
開 札 日	年 月 日
調査対象者	
落 札 者	
応札額(税抜)	円
落札者決定の理由	